

マンション建替え事業実施者必携

# 逐条マンションの建替え等の円滑化に関する法律

一般社団法人 再開発コーディネーター協会 発行

2024年5月 第7版発行  
A5版 約210頁

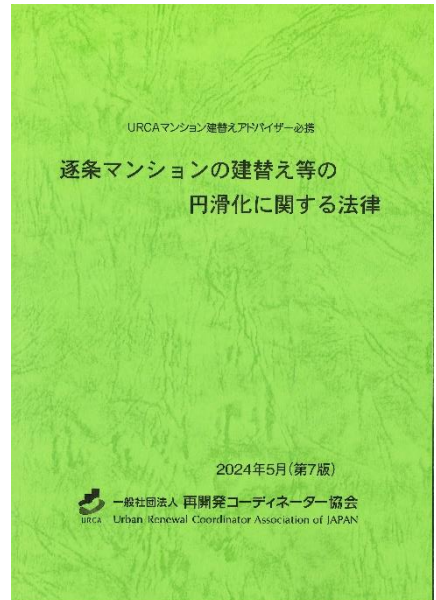
国内のマンションストック戸数は2022年末時点で694万戸を超え今後も増加が予想されていますが、築40年以上経過した老朽化マンションが現在約126万戸に達し、10年後には約261万戸に急増する見込みとなっています。また、旧耐震基準で建設されたマンションが約103万戸あり、その中には耐震性不足のマンションも多いものと考えられています。

平成14年に「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」が施行されましたが、これまでのマンション建替え実績は282件、約23,000戸に留まっている状況（2023年3月時点）です。そのため、修繕や改修だけでなく、マンションの建替え等についても円滑に推進することが大きな課題となっています。

マンション建替え等を進めるうえで、その手続きについては、「建物の区分所有等に関する法律」及び「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に従い、不都合の生じないよう法と政令と省令の規定を照合しながら多様な業務を行わなければなりません。そこで、マンション建替えに携わる方のために、この「逐条マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を刊行しました。

本書が、諸氏の日常業務の座右にあって、業務推進の一助となり、マンション建替えの円滑な推進に寄与することを願っております。

はしがきより



目次	1
第1章 逐条マンションの建替え等の円滑化に関する法律	1
第1条 目的	1
第2条 マンション建替え事業	1
第3条 施行期	1
第4条 マンション建替え事業の施行	1
第5条	2
第6条	2
第7条	2
第8条	2
第9条	2
第10条	2
第11条	2
第12条	2
第13条	2
第14条	2
第15条	2
第16条	2
第17条	2
第18条	2
第19条	2
第20条	2
第21条	2
第22条	2
第23条	2
第24条	2
第25条	2
第26条	2
第27条	2
第28条	2
第29条	2
第30条	2
第31条	2
第32条	2
第33条	2
第34条	2
第35条	2
第36条	2
第37条	2
第38条	2
第39条	2
第40条	2
第41条	2
第42条	2
第43条	2
第44条	2
第45条	2
第46条	2
第47条	2
第48条	2
第49条	2
第50条	2
第51条	2
第52条	2
第53条	2
第54条	2
第55条	2
第56条	2
第57条	2
第58条	2
第59条	2
第60条	2
第61条	2
第62条	2
第63条	2
第64条	2
第65条	2
第66条	2
第67条	2
第68条	2
第69条	2
第70条	2
第71条	2
第72条	2
第73条	2
第74条	2
第75条	2
第76条	2
第77条	2
第78条	2
第79条	2
第80条	2
第81条	2
第82条	2
第83条	2
第84条	2
第85条	2
第86条	2
第87条	2
第88条	2
第89条	2
第90条	2
第91条	2
第92条	2
第93条	2
第94条	2
第95条	2
第96条	2
第97条	2
第98条	2
第99条	2
第100条	2